

指宿市提案公募型補助事業

募 集 要 項

平成25年度（1回目）事業対象



指宿市 市民協働課

【目 次】

| | | |
|-----|----------------------|---|
| I | 提案公募型補助事業とは | 1 |
| II | 提案公募型補助事業制度の概要 | 2 |
| III | 募集から決定まで | 4 |
| | 《事業スケジュール》 | 7 |
| | 《補助対象経費と補助対象外経費について》 | 8 |

I 提案公募型補助事業とは

1 はじめに

これまで公共的なサービスは一般的に行政が提供するものと考えられていました。しかしながら、今日において様々な課題や多様なニーズに行政のみで対応していくことに限界が見えはじめています。

このため、市民一人ひとりが考え、市民自らが主体となって、サービスを提供する仕組みが注目されています。もちろん行政にしかできないサービスもありますが、市民が主体となることで、課題を的確にとらえ、またニーズに合致したきめ細かなサービスが期待できるものも多くあります。これからは、市民と行政が対等の立場で協力しあい、市民が主体となったまちづくりをすすめていくことが重要なことといえます。

指宿市提案公募型補助事業は、こうした背景の中、市民の皆さんによるまちづくりへの思いや提案を実現するために、「市民が主体となったまちづくり」の事業に対し、共生・協働の観点から、その一部を補助金によりサポートする制度です。

2 補助金の種類

指宿市提案公募型補助事業は、既存団体に限らず、多くの市民の皆さんが、新たにまちづくりに参画しやすいように次の2種類の補助金を設けています。

(1) はじめの一步型補助金

「これからまちづくりをはじめたい、でも資金が・・・」こんな時、その名のとおり、まちづくりに踏み出そうとする「はじめの一步」を手助けするための補助金です。そのため、補助額は限られますが、自己資金を十分に確保できない団体でも参画できる補助率となっています。

(2) 共生協働型補助金（3区分）

共生・協働とは、行政とボランティア団体、地域コミュニティ団体、NPOなど様々な主体がお互いにその特性や役割を分かり合って、対等な立場で、共通の目的を達成するために協力することをいいます。この補助金は、こうした団体等が行う様々な問題解決、サービスの提供において、新たに実施する事業を共生・協働の観点から支援するための補助金です。補助対象経費によって補助率及び補助限度額が異なる3つの型があります。

※上記補助金の分類は、団体により補助金の種類や区分を特定するものではありません。初めてまちづくりに取り組もうとする団体が「共生協働型補助金」で申請することも、これまでも活動を続けている団体が「はじめの一步型補助金」で申請することも可能です。

Ⅱ 提案公募型補助事業制度の概要

1 対象となる事業

市民と行政との協働によるまちづくりのための事業であれば分野やテーマは問いません。ただし、市などの財源による他の補助を受けていない事業とします。（既存の補助事業は対象外となります。）

●事業のイメージ（提案事業例）

- ・バリアフリー点検を行って福祉マップをつくるなど、高齢者及び障害者を見守る環境作りを展開する事業
- ・子育て中の親子が集い、子育てについての悩みの解決や情報交換が行える場を提供する、安心して子どもを育てられる環境づくりを展開する事業
- ・市民の健康・体力づくりの推進等、健康増進につながる事業
- ・地域の歴史・文化・伝統の継承に取り組み、郷土愛を育む事業
- ・集落間による交流事業などを通じたコミュニティ再生を目指す事業
- ・自主防災・防犯ネットワークの形成や、地域の防災・防犯マップを作製するなど、地域の安全・安心に寄与する事業
- ・河川・山林・公園等の清掃活動及び市民への啓発活動を展開する事業
- ・環境をテーマに、そこに住む生物・植物の役割や水質汚濁の解決に向けた河川美化活動事業
- ・地元の農水産物を多くの人にPRするなど、農林水産業の活性化につなげる事業など

2 応募団体の要件

次のいずれにも該当する団体とします。（個人では応募できません。）

- (1) 構成員の3分の2以上が市内に在住していること
- (2) 市内に活動拠点があること
- (3) 営利を目的としないこと
- (4) 宗教活動又は政治活動を行っていないこと
- (5) 市税の滞納がないこと

3 補助金の区分及び範囲

(1) はじめの一步型補助金

これからまちづくり活動を行おうとする団体が実施する事業に対してその初期段階で補助するものです。

ただし、同じ団体が3年継続して事業を実施し、3年間ともはじめの一步型補助金で

補助を受ける場合は、2年目以降は下記のとおり補助率が変わります。

- ① 1年目・・・補助率 100/100以内 補助限度額 20万円
- ② 2年目・・・補助率 80/100以内 補助限度額 20万円
- ③ 3年目・・・補助率 70/100以内 補助限度額 20万円

(2) 共生協働型補助金

団体等がこれまでの活動を発展させるために新たに実施する事業に対し補助するもので、事業費（補助対象経費）に応じて3つの区分に分けられています。

- ① 共生協働型補助金Ⅰ型・・・補助率 70/100以内 補助限度額 50万円
- ② 共生協働型補助金Ⅱ型・・・補助率 60/100以内 補助限度額 80万円
- ③ 共生協働型補助金Ⅲ型・・・補助率 50/100以内 補助限度額 100万円

| 区 分 | | 補助率 | 補助限度額 |
|------------|-----|-----------|-------|
| はじめの一步型補助金 | 1年目 | 100/100以内 | 20万円 |
| | 2年目 | 80/100以内 | |
| | 3年目 | 70/100以内 | |
| 共生協働型補助金 | Ⅰ型 | 70/100以内 | 50万円 |
| | Ⅱ型 | 60/100以内 | 80万円 |
| | Ⅲ型 | 50/100以内 | 100万円 |

※はじめの一步型補助金、共生協働型補助金ともに、算出した補助額に1,000円未満の端数があるときはそれを切り捨てます。

4 補助対象経費

補助事業の目的を達成するために直接必要な経費で、交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、他団体への負担金・補助金、予備費等は対象となりません。（補助対象経費、補助対象外経費については、8ページに詳しく記載しています）

5 交付期間

原則として1年とします。ただし、複数年を要する事業の場合、同じ事業に対する交付期間は3年を限度としますが、2年目以降の採択を保証するものではありません。毎年事業申請（応募）し、採択決定を受ける必要があります。

6 ボランティア保険の加入について

万が一の事故に備え、ボランティア保険、第三者に対する賠償保険にご加入ください。

Ⅲ 募集から決定まで

1 募集要件

今回募集する事業は、応募団体の要件に合致する団体が行う補助対象事業で、平成25年4月から平成26年3月までの間に実施される事業とします。また、原則的には単年度事業としますが、複数年を要する事業であっても応募は可能です。（ただし、補助期間は3年が限度で、毎年の申請が必要です）

2 募集受付

平成24年11月12日（月）から12月21日（金）まで

3 募集説明会（成果報告会）

平成23年度提案公募型補助事業に実施した団体の成果報告会と合わせて、本募集の説明・質疑応答に対応します。

平成24年11月15日（木）午後7時～ 場所：指宿市役所 3階 大会議室

4 受付窓口

指宿庁舎市民協働課パートナーシップ推進係（1階）

※郵送等による応募も受け付けますが、できる限り応募団体の代表者など事業内容のわかる方が直接ご持参ください。

5 提出書類

- (1) 指宿市提案公募型補助事業申請書（第1号様式）
- (2) 団体の定款，規約その他これらに準ずる書類の写し
- (3) 構成員名簿（集落，区その他これらに準ずる団体の場合は除く。）
- (4) 平成24年度における団体の収支予算書及び事業計画書

※補助対象経費・対象外経費の詳細を8ページに記載しましたので参考にしてください。

※(1)の申請書は、市ホームページからダウンロードできます。（Excel形式）

市ホームページアドレス：<http://www.city.ibusuki.lg.jp/>

※(2)～(4)については、様式は問いません。また、必要に応じ別途書類の提出を求められることがあります。

6 審査

(1) 予備審査

書類に不備はないか、記載事項に誤りはないかを事務局で確認し、当該事業に対する関係課の意見書に基づき予備審査を行います。

(2) 本審査

指宿市行政評価委員会（学識経験者2名、市民代表3名の計5名で構成）で、関係課の意見などを参考に申請内容を審査し、優先順位を決定します。

7 審査の基準

「指宿市協働のまちづくり指針」における協働のまちづくりの6つの基本原則（公開性、相互理解、目的・目標の共有、対等な関係、自主性・自立性の尊重、相互評価）を踏まえたうえで、次の視点に基づき審査を行います。

指宿市補助金等の適正化に関する条例に規定する基本原則（公益性、必要性及び有効性）に基づいているか。

※条例では基本原則を次のように定義しています。

(1) 公益性

市民の福祉の向上及び利益の増進に資する公益上の必要性が認められ、市民が等しく公平にその利益を享受できること。

(2) 必要性

特定の行政目的の達成のため、当該補助金等に係る補助事業等を支援し、又は奨励することが真に必要であると認められること。

(3) 有効性

当該補助金等の交付を通じて得ようとする成果が明確に定められており、かつ、当該成果の獲得のためには当該補助金等の交付が有効であると認められること。

さらに、

(4) 事業計画・予算の合理性・実現性

事業の実施手段や実施体制などの事業計画、予算が具体的・合理的であり、実現可能なものとなっているか。

(5) 将来の自立活動可能性・発展性

将来、自立的に活動し、事業を発展させ実施する可能性を期待できるものであるか。

(6) 独創性・先駆性

団体としてこれまで実施してきた事業を発展させ拡充するもの、あるいは新たに取り組むものとなっているか。また、専門性など団体の特性を活かしたものであるか。についても視野に入れ審査します。

8 採択・不採択の決定

審査結果は、市に報告され、市は予算の範囲内で採択・不採択を決定します。応募団体に対しては、その結果を採択（不採択）通知書で通知します。ただし、この段階にお

いては、補助金の交付を決定するものではなく、平成 25 年度予算が市議会で可決（平成 25 年 3 月末）されたあとに交付申請をしていただく要件（いわゆる内示）とお考えください。

9 採択された団体及び事業内容の公表

採択された団体やその事業内容などについて広報いぶすき、指宿市ホームページで公表します。

10 補助金交付等の手続

補助金交付に関わる一連の手続は、指宿市補助金等交付規則に基づいて行います。採択通知書を受領次第、速やかに所定の補助金等交付申請書により交付申請を行ってください。その後の手続などもこの規則によるものとします。

11 補助金の概算払

本来補助金は、事業完了後に補助額を確定し、補助金を交付いたしますが、この制度では、事業の開始にあわせ、補助金を交付（補助金の概算払）することができます。この場合、交付決定後、所定の補助金等概算払申請書を提出いただくことになります。

12 事業報告と成果の公表

事業終了後は、速やかに交付規則に基づき実績報告をしていただきます。

また、市が、事業進捗の確認及び課題共有のために、年度途中で現地検討会を開催したり、事業終了後に成果報告会を開催したりする際には、別途成果報告書の提出や関係者の説明・出席をお願いすることがあります。なお、これらの内容は広報いぶすき及び指宿市公式ホームページ等で公表します。

13 その他

(1) 募集受付から成果の公表までの流れを 7 ページに図で示しました。

(2) その他提案公募型補助事業の内容、申請書等の記入方法で不明な点がありましたら、お気軽に指宿市役所市民協働課パートナーシップ推進係（22-2111：内線 211）に問い合わせてください。

《事業のスケジュール》

| | |
|----------------------|---|
| 募集期間 | <p>【平成24年11月12日（月）～12月21日（金）】</p> <p>○募集の告知，募集要項・申請用紙の配布 指宿庁舎（市民協働課），山川・開聞庁舎（1階） 市ホームページ</p> |
| 事業説明会 | <p>【平成24年11月15日（木）19時より 指宿市役所 3階 大会議室】</p> <p>○平成23年度実施事業の成果報告 ○募集内容の説明，質疑</p> |
| 審査 | <p>【平成25年2月上旬～3月上旬】</p> <p>○予備審査（事務局，関係課による書類審査） ○本審査（市行政評価委員会による審査） ○最終判断（行政判断）</p> |
| 採択（不採択）通知 交付申請・決定 | <p>【平成25年3月下旬～4月】</p> <p>○採択（不採択）通知・・・平成25年3月下旬 ○採択団体は，採択通知書受領後速やかに補助金交付申請書を提出 市は補助金交付決定通知書にて通知・・・平成25年4月以降</p> |
| 事業の実施 | <p>【交付決定日（平成25年4月1日以降）～平成26年3月31日】</p> <p>○事業計画書に沿って事業を実施 ○補助金の概算払を要する場合は，概算払申請書を提出</p> |
| 事業終了 | <p>○事業終了後速やかに実績報告書を提出 ○補助金の額を確定（精算）</p> |
| 中間検討・成果報告 | <p>○必要に応じて，中間検討（現地視察など） ○成果報告書の作成・提出 ○成果報告会の実施，団体間，行政との意見交換</p> |
| 成果の公表 | <p>○市の広報紙やホームページ等で事業成果の紹介</p> |

《補助対象経費と補助対象外経費について》

1 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、「補助事業の目的を達成するために直接必要と認められる経費」で、次に掲げるものとします。

| 経費の内訳 | 内 容 |
|----------|--|
| 報償費 | 講師，専門家，出演者，協力者等への報償・謝礼等 ※ 団体構成員に対するものは含めない。 |
| 旅費 | 講師等の移動，現地調査時に係る交通費等 |
| 需用費 | 事業実施のために直接必要な消耗品費，チラシ・ポスターなどの作製費など事業に付随する経費 |
| 役務費 | 事業実施のために直接必要な郵便料，運搬料，保険料等 |
| 使用料及び借上料 | 事業実施のために直接必要な機器類の借上（レンタル）料，イベントなどの会場等借上料等 |
| 備品購入費 | 事業実施のために必要不可欠な備品で1品3万円を限度とし，その総額は補助対象経費の2分の1以内とする。 |
| その他必要な経費 | 事業実施のために必要な経費であって，社会通念上適切であると認められる経費（個別に審査） |

2 補助対象とならない経費

「交際費，慶弔費，懇親会費，積立金，他の団体への負担金及び補助金，予備費」のほか次のものは補助対象経費としません。

- ・団体の経常的な運営に係る一切の経費
- ・飲食費（会議の際の食事，弁当，茶菓なども含む。）
※但し，イベント時のボランティアに対する弁当代等特別なものは除く。
- ・家賃（敷金・礼金含む）
- ・土地の取得，造成，補償に係る経費
- ・団体が支払ったことが不明確な経費（領収書の受領が困難である経費）
- ・その他事業に直接関係しない経費及び社会通念上適切でない経費

3 補助対象経費と補助額

補助額は，補助対象経費に対して，区分ごとに補助率，補助限度額により算出され，その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。

《参 考》

指宿市提案公募型補助事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、指宿市補助金等の適正化に関する条例（平成19年指宿市条例第21号。以下「補助金等適正化条例」という。）第5条の規定に基づき、市民が自ら企画して実施する提案公募型の補助事業（以下「公募型補助事業」という。）の応募手続、審査等に関し、必要な事項を定めるものである。

(対象事業)

第2条 対象とする事業は、補助金等適正化条例第3条各号に掲げる基本原則（公益性、必要性及び有効性）に基づく事業であって、市などの財源による他の補助金を受けていない事業とする。

(応募団体)

第3条 公募型補助事業に応募することができるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 構成員の3分の2以上の者が、市内に住所を有していること。
- (2) 市内に活動拠点を持っていること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を行っていないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の区分等)

第4条 交付する補助金は、次に掲げる区分とし、その補助率及び補助限度額は、別表に定める。

- (1) はじめの一步型補助金 これからまちづくり活動を行おうとする団体が実施する事業に対して、初期段階で補助するもの
- (2) 共生協働型補助金 団体が、これまでの活動を発展させるために新たに実施する事業に対して、段階に応じて補助するもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、事業の目的を達成するために直接必要と認められる経費とし、交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、他の団体への負担金及び補助金、予備費等は、補助の対象としない。

(補助金の総額)

第6条 公募型補助事業で交付できる補助金の総額は、毎年度予算で定めた額以内とする。

(補助期間)

第7条 補助金を交付する期間は、一事業について、1年間とする。ただし、複数年度を要する事業については、3年間を限度に補助できるものとする。

(募集)

第8条 公募型補助事業の募集は、毎年度募集期間を定め、広報紙その他の方法により市民に周知して行うものとする。

(申請)

第9条 公募型補助事業に応募しようとする団体は、提案公募型補助事業申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、募集期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、規約その他これらに準ずる書類の写し
- (2) 構成員名簿(集落、区その他これらに準ずる団体の場合は除く。)
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の収支予算書及び事業計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(担当課の意見)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請に係る事業に関係する課(以下「担当課」という。)に、提案公募型補助事業の申請に係る意見書の提出を求めるものとする。

(評価及び判定)

第11条 市長は、前条の意見書を付して、事業採択の適否について指宿市行政評価委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

- 2 委員会は、申請の内容について評価、判定を行い、その結果を速やかに市長に報告するものとする。

(決定及び公表)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、事業の採択又は不採択の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、当該団体に対し、提案公募型補助事業採択(不採択)通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 3 市長は、採択を決定した事業について、当該団体の名称、事業の名称、内容等を広報紙その他の方法により公表するものとする。

(補助金の交付申請等)

第13条 採択された事業の補助金交付申請等手続については、指宿市補助金等交付規則(平成18年指宿市規則第38号)の定めるところによる。

(成果の公表)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた団体に対し、当該事業の活動状況及び成果の報告を求め、その内容を広報紙その他の方法により公表するものとする。

(庶務)

第15条 この告示に基づく公募型補助事業に関する事務は、市民生活部市民協働課及び担当課において処理する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、公募型補助事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年12月25日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第27号）抄
（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年11月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の指宿市提案公募型補助事業に関する要綱別表の規定にかかわらず、はじめの一步型補助金を平成20年度から3年連続で補助することとなった場合の平成22年度の補助率については100/100以内とし、同補助金を平成21年度から2年間連続で補助することとなった場合の平成22年度の補助率については100/100以内、3年連続で補助することとなった場合の平成23年度の補助率については80/100以内とする。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分 | | 補助率 | 補助限度額 |
|------------|------|-----------|-------|
| はじめの一步型補助金 | 1年目 | 100/100以内 | 20万円 |
| | 2年目 | 80/100以内 | |
| | 3年目 | 70/100以内 | |
| 共生協働型補助金 | I型 | 70/100以内 | 50万円 |
| | II型 | 60/100以内 | 80万円 |
| | III型 | 50/100以内 | 100万円 |

※ 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

《申請申し込み・問い合わせ先》

指宿市役所 市民生活部 市民協働課

〒891-0497 指宿市十町2 4 2 4

TEL 22-2111 (内線 211) FAX 24-3826

E-mail shimin-shimin@city.ibusuki.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.ibusuki.lg.jp/>